

議案第 8 号

京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 2 年 3 月 2 1 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

広域連合管理職員の給与に係る特例措置を延長する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。